

第5号議案 役員の改選について

役員名簿（19.3.22 現在）

任期：平成17年4月1日～平成19年3月31日（2年間）

特定非営利活動法人 全国木材資源リサイクル協会連合会

	役員	(フリガナ) 氏 名	所属協会	報酬の 有無	役職
1	理事	ヒロカ 夕川 彦坂 武功 (神奈川県)	関東	無	理事長
2	理事	ススキ タシ 鈴木 隆 (山形県)	北日本	無	副理事長
3	理事	ヤマガチ アキコ 山口 昭彦 (愛知県)	東海	無	副理事長
4	理事	カタカ シゲル 片岡 重治 (岡山県)	中四国	無	副理事長
5	理事	アラカ ヨシ 荒川 洋二 (福島県)	北日本	無	理事
6	理事	イダノ ノブマサ 石田 信正 (岐阜県)	東海	無	理事
7	理事	ナカガワ カズヨシ 中川 和義 (千葉県)	連合会	無	専務理事
8	監事	ヤジマ アキラ 矢嶋 明 (東京都)	関東	無	監事
9	監事	タナカ カズマサ 田中 一正 (島根県)	中四国	無	監事

—定款の抜粋—

第4章役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上12名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち理事長1名を定め、その他副理事長2名、専務理事、常務理事各1名を置くことができるものとする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、専務理事、常務理事は理事の互選とする。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、専務理事は法人内の業務を掌り、常務理事は法人の対外業務を掌る。
- 3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、副理事長、専務理事、常務理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人には、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長、その他の職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会において定める。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の推薦により理事長が委嘱することとし、通年にわたりこの法人の第5条に掲げる事業の企画、運営に参画し専門アドバイスを行うことができる。